

第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画関連事業の見直し(修正版)

資料3

基本方針1 妊娠期からの子育てを支える

具体的施策の方向	現計画における事業一覧	廃止事業名	年度	事業内容	新規事業名	年度	事業内容	見直し後の事業一覧			
1 安心して子どもを産むことができる環境づくり	(1) 母子保健の推進	・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・子育て世代包括支援センター事業 ・母子健康手帳交付(妊娠届出の受理) ・予防接種事業 ・乳幼児健康診査 ・乳幼児保健歯科教室 ・母子保健訪問指導 ・母子保健教室 ・母子保健相談 ・食育推進事業 ・子ども医療費の助成 ・不育症治療費助成 ・特定不妊治療支援事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・産後ケア事業 ・産婦健康診査事業 ・新生児聴覚検査事業	～4年度	特定不妊治療に係る健康保険適用外の費用に対して助成を行っていたが、令和4年4月から、健康保険が適用されたことに伴い、助成事業は廃止となり、経過措置として、令和3年度中に治療を開始し、令和4年度に治療終了となる年度またぎの治療に係る健康保険適用外の費用に対しては1回に限り助成を実施。	・妊婦PCR検査及び感染妊婦寄り添い型支援事業	2年度～	新型コロナウイルス感染症の流行期において、妊産婦は強い不安を抱えて生活している状況にあり、感染が確認された妊産婦は出産後も母子分離となるなど深刻なメンタルヘルス上の影響が懸念されるため、希望する人に対し、分娩前のウイルス検査(PCR検査)を実施。 また、感染が確認された妊産婦に対し、母子分離を余儀なくされる場合もあるため、退院後に助産師の寄り添い型支援で健康支援や育児支援などのケアを実施。	・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・子育て世代包括支援センター事業 ・母子健康手帳交付(妊娠届出の受理) ・予防接種事業 ・乳幼児健康診査 ・乳幼児保健歯科教室 ・母子保健訪問指導 ・母子保健教室 ・母子保健相談 ・食育推進事業 ・子ども医療費の助成 ・不育症治療費助成			
					・新型コロナウイルス感染拡大防止対策(産後ケア事業)	2年度～	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、産後ケア事業を継続的に実施するため、産後ケア事業を実施している医療機関と助産所に対し、マスク・消毒液等感染拡大防止のための衛生用品等を購入。	・小児慢性特定疾病医療費助成 ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・産後ケア事業 ・産婦健康診査事業			
					・新型コロナウイルス感染拡大防止対策(訪問支援事業)	2年度～	新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、こんにちは赤ちゃん事業を継続的に実施するため、こんにちは赤ちゃん事業の依頼者に対し、マスク等感染拡大防止のための衛生用品を購入。	・新生児聴覚検査事業 ・妊婦PCR検査及び感染妊婦寄り添い型支援事業 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策(産後ケア事業) ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策(訪問支援事業)			
					・子育て応援事業	3年度～	妊娠期から継続的な支援を行うことにより、産後うつ予防や育児不安の解消を図るため、地域の助産師(MY CITY助産師)と子育て世代包括支援センターの連携により、訪問指導の拡充、SNSを活用した相談等を実施。 令和4年度からは、妊婦が安全に安心して妊娠・出産することができるよう、妊婦健康診査の費用の公費助成を拡充し、妊娠期からの支援の充実を図ります。 (<small>(上限)14回→17回:助成額 5,000円/回</small>)	・多胎児家庭支援事業	3年度～	身体的・精神的負担が大きい、多胎妊婦及び多胎児を育てる家庭の孤立化等を防ぐため、安心して出産・育児ができるよう支援を行い、負担感の軽減、不安の解消を図るため、訪問指導の充実、外出支援、多胎育児経験者等との交流会を開催。 令和4年度からは、多胎妊婦及び胎児のきめ細やかな検査や分娩管理等の必要性から妊婦健康診査費用の公費助成を拡充。 (5回:助成額 5,000円/回)	・母子健康手帳アプリ導入 ・子育てリフレッシュカード配布事業 ・出産・子育て応援給付金事業

						<ul style="list-style-type: none"> ・おたふくかぜワクチン予防接種 ・母子健康手帳アプリ導入 ・子育てリフレッシュカード配布事業 ・出産・子育て応援給付金事業 	<p>3年度～</p> <p>4年度～</p> <p>4年度～</p> <p>4年度～</p>	<p>1歳から就学前の子どもに対して、おたふくかぜワクチンの接種費用を助成し、保護者の経済的負担の軽減と年少児の健康増進を図ります。</p> <p>母子健康手帳の記録を電子化するとともに、子育て情報の配信や子どもの成長記録の管理など、子育て世代の市民を継続的にサポートする機能を有する母子健康手帳アプリを導入することにより、ICTを活用した子育て支援の充実を図ります。</p> <p>地区担当保健師やMY CITY 助産師の訪問指導を受けている保護者のうち、一時預かり事業の利用によるリフレッシュが必要と判断される保護者に対し、地区担当保健師等の専門的な判断により子育てリフレッシュカードを配布。</p> <p>全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、いろいろなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を提出した方に給付金の支給を行います。</p>	
	(2) 子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ねやがわ子育てナビ ・子育て情報配信サービス ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問) ・利用者支援事業 							<ul style="list-style-type: none"> ・ねやがわ子育てナビ ・子育て情報配信サービス ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問) ・利用者支援事業
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ・父子健康手帳交付事業 ・パパママ体験教室・プレママ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・父子健康手帳交付事業 	～4年度	令和4年度に母子健康手帳アプリを導入し、父子健康手帳の記載内容をアプリ内で提供することから、本事業を廃止。	<ul style="list-style-type: none"> ・はぐくみベビー、マタニティクラス 	4年度～	<p>事業名称変更 「パパママ体験教室・プレママ教室」⇒「はぐくみベビー、マタニティクラス」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 ・はぐくみベビー、マタニティクラス 	

基本方針2 ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える

具体的施策の方向	現計画における事業一覧	廃止事業名	年度	事業内容	新規事業名	年度	事業内容	見直し後の事業一覧
1 子どもの育ちの場の充実	(1) 就学前児童の教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ・一時預かり事業(幼稚園型) ・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ・私立幼稚園副食費補足給付 ・特色ある幼稚園づくり事業 ・保育(保育所、認定こども園) ・幼児教育・保育の無償化事業 ・地域型保育事業 ・保育士バンク事業 ・食物アレルギー対策事業 ・保育コンシェルジュの配置 ・待機児童ZEROプランR ・幼児教育アドバイザーの配置 ・外国につながる幼児への支援・配慮 			・保育所等の給食費の支援	2年度～	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本市に居住する児童の給食費を、市の要請に基づき施設を休所等した場合、日割りし返還等するとともに、保育所等における給食費(主食及び副食費の合計額)を無償化しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育(幼稚園、認定こども園) ・一時預かり事業(幼稚園型) ・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業 ・私立幼稚園副食費補足給付
					・民間保育所等衛生用品等購入補助及び市立保育所衛生用品等購入(延長保育事業等を含む。)	2年度～	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、民間保育所等に対しマスク等の購入費用を補助、市立保育所においては、マスク等の衛生用品等を購入。	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある幼稚園づくり事業 ・保育(保育所、認定こども園) ・幼児教育・保育の無償化事業 ・地域型保育事業
					・就学前教育・保育の調査・研究事業	3年度～	本市における市独自の就学前教育・保育の実現に向け、就学前教育・保育の著名な専門家、学識経験者及び有識者を招聘し、市独自のプログラム・教材作成のための調査・研究を実施。 令和4年度からは、令和3年度の調査・研究内容を踏まえ、市独自の就学前教育・保育プログラムの作成に注力するとともに、子どもの発達段階に応じた働きかけや環境整備に取り組む。また、プログラム作成に当たっては、就学前教育・保育の有識者を監修者として招聘するとともに、民間施設への周知等の方策を決定します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士バンク事業 ・食物アレルギー対策事業 ・保育コンシェルジュの配置 ・待機児童ZEROプランR ・幼児教育アドバイザーの配置 ・外国につながる幼児への支援・配慮 ・保育所等の給食費の支援
					・乳幼児の絵本贈呈事業(With Books事業(HOPステージ))	3年度～	絵本を通して親子で共有する時間を増やし、共に学ぶ機会を提供し、本に親しみ、読み聞かせを通して大人と子どもの愛着を形成し、成長の土台とするため、令和3年4月以降に出生した乳児の世帯及び3歳になる年度までに転入した子がいる世帯に、概ねこども1人あたり4冊の乳幼児向けの絵本を贈ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間保育所等衛生用品等購入補助及び市立保育所衛生用品等購入(延長保育事業等を含む。) ・就学前教育・保育の調査・研究事業 ・乳幼児の絵本贈呈事業(With Books事業(HOPステージ)) ・絵本ふれあい事業(With Books事業(HOPステージ)) ・図書館探検事業(With Books事業(HOPステージ))
					・絵本ふれあい事業(With Books事業(HOPステージ))	4年度～	市立保育所6所・幼稚園4園の保護者と職員を対象に、絵本や読み聞かせに関する知識や興味の向上を図るため、年齢に合わせたおすすめ絵本や新刊の紹介、本の選び方や読み聞かせの方法など、絵本に関する講習会を1回実施(10か所)実施。	
					・図書館探検事業(With Books事業(HOPステージ))	4年度～	市立保育所6所・幼稚園4園の児童が市立中央図書館を訪問し、絵本の借り方等を経験することで、児童が図書館を知る機会とし、本に対する興味を高める。 また、訪問時に読み聞かせコーナーを設置し、読み聞かせを併せて各保育所、幼稚園1回ずつ、年10回実施。	

1 子どもの育ちの場の充実	(2) 多様な保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・一時預かり事業(幼稚園型)(再掲) ・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲) ・夜間保育事業 ・休日保育事業 ・一時預かり事業(幼稚園型を除く) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等) ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり等の無償化事業 ・外国につながる幼児への支援・配慮(再掲) 				<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善臨時特例補助金 	3年度～	保育士等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)を引き上げるための措置を令和4年2月より前倒しで実施することとされたことを踏まえ、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱に基づき、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に対して補助を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 ・一時預かり事業(幼稚園型)(再掲) ・一時預かり事業(幼稚園型)の無償化事業(再掲) ・夜間保育事業 ・休日保育事業
					<ul style="list-style-type: none"> ・バイバイおむつ事業 	4年度～	市立保育所で使用したおむつは、保育所で保管、保護者が持ち帰る運用を行っており、使用済のおむつの管理に保育士の労力がかかるとともに、保護者においては、持ち帰る際のおいや衛生面等、負担が生じていることから、これらの負担をなくすことで子育て支援の充実を図るため、市立保育所におむつボックスを設置し、市において処分を実施。 また、民間保育所等においては、使用済おむつを保管するゴミ箱購入費用について補助を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業(幼稚園型を除く) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等) ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり等の無償化事業 ・外国につながる幼児への支援・配慮(再掲) 	
					<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児保育支援事業 	4年度～	医療的ケアに関する技能及び経験を有する者(医療的ケア児保育支援者)を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修等の受講を推奨するほか、市区町村において医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築し、医療的ケアに関する技能及び経験を有する者(医療的ケア児保育支援者)を配置した事業所に対して補助。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善臨時特例補助金 ・バイバイおむつ事業 ・医療的ケア児保育支援事業 	
2 就学後の子どもの健全育成	(1) 放課後の居場所づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ・放課後子供教室推進事業 ・子ども食堂支援事業 							<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会) ・放課後子供教室推進事業 ・子ども食堂支援事業
	(2) 幼・保・小の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する調査研究事業 ・小学校就学前子どもと小学生との交流 ・英語村(英語力向上プラン)事業 				<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携配送事業 	3年度～	図書館資料の効果的な活用を進め、児童・生徒の考える力を育む学習環境の更なる充実を図ります。 ○令和3年度 学校図書館図書配送事業 学校が希望する中央図書館の本を月1回、約100～200冊の図書を各小中学校へ配送。 ○令和4年度 児童・生徒への図書配送サービス事業 児童・生徒のタブレットから予約された中央図書館の本を週1回、各小中学校へ配送。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する調査研究事業 ・小学校就学前子どもと小学生との交流 ・英語村(英語力向上プラン)事業 ・学校連携配送事業

3 障害児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業 ・児童発達支援事業(どんぐり教室等) ・放課後等デイサービス事業 ・障害児保育 ・巡回相談 ・居宅介護 ・移動支援事業 ・保育所等訪問支援 ・就学相談等小学校との連携 ・短期入所 ・サポート手帳の活用 ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ・難聴児補聴器等交付事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成(再掲) ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲) 				・寝屋川市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担給付金支給事業	2年度～	新型コロナウイルス感染症防止にかかる全国一斉の学校臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用者負担金が増加した世帯に対して、申請に基づき増加した額の助成を実施。	・児童発達支援センター(あかつき・ひばり園)における早期療育・訓練・相談事業
					・発達障害児者及び家族等支援事業	3年度～	保護者が子どもの発達障害等の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身に着けることを支援するため、ペアレント・プログラム(保護者に対するグループ支援型プログラム)を実施。	・放課後等デイサービス事業
								<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育 ・巡回相談 ・居宅介護 ・移動支援事業 ・保育所等訪問支援 ・就学相談等小学校との連携 ・短期入所 ・サポート手帳の活用 ・寝屋川市自立支援協議会の機能の充実 ・子ども用補聴器電池交換費用助成事業 ・難聴児補聴器等交付事業 ・小児慢性特定疾病医療費助成(再掲) ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲) ・寝屋川市特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス利用者負担給付金支給事業 ・発達障害児者及び家族等支援事業

基本方針3 地域で子育てを支える

具体的施策の方向	現計画における事業一覧	廃止事業名	年度	事業内容	新規事業名	年度	事業内容	見直し後の事業一覧
1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業(再掲) ・幼稚園の地域開放、ふれあい文庫 ・子ども読書活動の推進 ・地域子育て支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業 ・子育て応援リーダー事業 ・ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業 ・子育てリフレッシュ館の運営 ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ねやがわ☆子育てスタート応援クーポン交付事業 	~3年度	本事業は平成29年度からスタートし、事業開始時に開館した子育てリフレッシュ館の周知や市の子育て支援サービスを広く知っていただくという当初の事業目的を達成したことから、廃止。	・キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料減免(多子世帯応援事業)	4年度~	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るキッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・利用者支援事業(再掲) ・幼稚園の地域開放、ふれあい文庫 ・子ども読書活動の推進 ・地域子育て支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業 ・子育て応援リーダー事業 ・子育てリフレッシュ館の運営 ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) ・キッズ・スマイル・パーク(遊びスペース)使用料減免(多子世帯応援事業)
2 保護者に寄り添う支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業(再掲) ・子育て応援リーダー事業(再掲) ・養育支援訪問事業 ・育児援助・家事援助事業 ・こども相談 ・家庭教育サポーター派遣事業 ・家庭教育学級事業 ・子ども家庭総合支援拠点事業 							<ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業(再掲) ・子育て応援リーダー事業(再掲) ・養育支援訪問事業 ・育児援助・家事援助事業 ・こども相談 ・家庭教育サポーター派遣事業 ・家庭教育学級事業 ・子ども家庭総合支援拠点事業
3 地域全体で取り組む子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ・子育て応援リーダー事業(再掲) ・子育て支援グループの育成 ・地域人材との連携 ・子どもの安全対策(地域の見守り活動) ・赤ちゃんの駅 ・子ども食堂支援事業(再掲) 				・ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)	4年度~	多子世帯の負担感の軽減等を図るため、市内に住所を有する、多子世帯における第2子以降の子どもに係るファミリー・サポート・センターの利用料を減免し、事業開始をPRしながら、利用を促し、適切に補助金の交付を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・ファミリー・サポート・センター事業(再掲) ・子育て応援リーダー事業(再掲) ・子育て支援グループの育成 ・地域人材との連携 ・子どもの安全対策(地域の見守り活動) ・赤ちゃんの駅 ・子ども食堂支援事業(再掲) ・ファミリー・サポート・センター事業利用料減免(多子世帯応援事業)

基本方針4 支援が必要な家庭を支える

具体的施策の方向	現計画における事業一覧	廃止事業名	年度	事業内容	新規事業名	年度	事業内容	見直し後の事業一覧
1 児童虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 ・こども相談(再掲) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ・子ども家庭総合支援拠点事業(再掲) 							<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 ・こども相談(再掲) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ・子ども家庭総合支援拠点事業(再掲)
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設への入所支援 ・児童扶養手当の支給 ・母子・父子自立支援員による相談の充実 ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ひとり親家庭医療費の助成 ・子どもの養育支援事業 ・保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除みなし適用 							<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設への入所支援 ・児童扶養手当の支給 ・母子・父子自立支援員による相談の充実 ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援) ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ひとり親家庭医療費の助成 ・子どもの養育支援事業 ・保育所保育料等算定に係る寡婦(寡夫)控除みなし適用

<p>3 子どもの貧困対策の推進</p>	<p>【教育の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化事業(再掲) ・幼児教育アドバイザーの配置(再掲) ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・児童生徒支援人材の配置 ・キャリア教育 ・特別支援教育就学奨励費負担等 ・義務教育段階の就学援助 ・生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 ・生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ・生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 ・生活保護制度に係る進学準備給付金 ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ・中学校夜間学級就学奨励費の支給 <p>【生活の安定に資するための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業(再掲) ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) ・養育支援訪問事業(再掲) ・養育支援訪問 育児援助・家事援助事業 ・母子生活支援施設への入所支援(再掲) ・家庭教育サポートチーム派遣事業 ・家庭教育学級事業(再掲) 						<p>【教育の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化事業(再掲) ・幼児教育アドバイザーの配置(再掲) ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・児童生徒支援人材の配置 ・キャリア教育 ・特別支援教育就学奨励費負担等 ・義務教育段階の就学援助 ・生活保護制度に係る高等学校等就学費の支給 ・生活保護世帯の高校生等のアルバイト収入等の収入認定除外 ・生活保護受給世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外 ・生活保護制度に係る進学準備給付金 ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援 ・中学校夜間学級就学奨励費の支給 <p>【生活の安定に資するための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)(再掲) ・子育て応援サポーター事業(再掲) ・子育て世代包括支援センター事業(再掲) ・養育支援訪問事業(再掲) ・養育支援訪問 育児援助・家事援助事業 ・母子生活支援施設への入所支援(再掲) ・家庭教育サポートチーム派遣事業 ・家庭教育学級事業(再掲)
----------------------	---	--	--	--	--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭医療費の助成(再掲) ・ひとり親家庭の優先利用 ・放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲) ・放課後子供教室推進事業(再掲) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(再掲) ・キャリア教育(再掲) ・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ・子ども食堂支援事業(再掲) ・青少年の居場所づくり事業 ・食育の推進に関する支援 ・生活困窮者住居確保給付金 <p>【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲) ・生活保護制度に係る就労自立給付金 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活困窮者就労準備支援事業 ・生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 						<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭医療費の助成(再掲) ・ひとり親家庭の優先利用 ・放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)(再掲) ・放課後子供教室推進事業(再掲) ・子育て短期支援事業(ショートステイ等)(再掲) ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援(再掲) ・キャリア教育(再掲) ・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ・子ども食堂支援事業(再掲) ・青少年の居場所づくり事業 ・食育の推進に関する支援 ・生活困窮者住居確保給付金 <p>【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) ・母子家庭等就業・自立支援センター事業(再掲) ・生活保護制度に係る就労自立給付金 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活困窮者就労準備支援事業 ・生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
--	---	--	--	--	--	--	---

	<p>【経済的支援・その他支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給 ・児童扶養手当の支給(再掲) ・子どもの養育支援事業(再掲) ・母子・父子自立支援員による相談の充実(再掲) ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援)(再掲) ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲) ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲) ・JR通勤定期乗車券割引証明書の交付 ・生活困窮者自立相談支援事業(再掲) ・要保護児童対策地域協議会(再掲) ・こども相談(再掲) ・利用者支援事業(再掲) ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ・青少年の相談窓口 						<p>【経済的支援・その他支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給 ・児童扶養手当の支給(再掲) ・子どもの養育支援事業(再掲) ・母子・父子自立支援員による相談の充実(再掲) ・自立支援プログラムの策定(地域就労支援)(再掲) ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給(再掲) ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給(再掲) ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度(再掲) ・ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲) ・JR通勤定期乗車券割引証明書の交付 ・生活困窮者自立相談支援事業(再掲) ・要保護児童対策地域協議会(再掲) ・こども相談(再掲) ・利用者支援事業(再掲) ・スクールカウンセラーの配置 ・スクールソーシャルワーカーの配置(再掲) ・青少年の相談窓口
--	---	--	--	--	--	--	---